

大崎上島町教育委員会告示第18号

大崎上島町小学校規模適正化検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年12月6日

大崎上島町教育委員会教育長

大崎上島町小学校規模適正化検討委員会設置要綱  
(設置)

第1条 大崎上島町立小学校の適正な規模及び配置について、調査及び検討を行うため、大崎上島町小学校規模適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、大崎上島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方に関する計画の策定等について審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校関係者（就学前教育を含む）
- (2) 保護者代表（就学前教育を含む）
- (3) 地域社会関係者
- (4) 議会関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(傍聴)

第7条 検討委員会は、傍聴することができる。ただし、委員長が個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は検討委員会の公正が害されるおそれがあると認めるときは、非公開とする。

2 前項の規定により、検討委員会を非公開とする場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。ただし、検討委員会の中で生じた事態により、緊急に検討委員会を非公開とする場合は、この限りでない。

(議事録)

第8条 委員長は、議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。